

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

3,670百万円(3,670百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

平成9年の廃棄物処理法改正により、環境大臣が指定する「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設けて産業界からの自主的な出えんを求め、投棄者不明等の場合に生活環境保全上の支障の除去等の事業を代執行する都道府県・政令市(以下、都道府県等)に資金の支援を行う制度が創設された。

また、平成9年の廃棄物処理法改正の施行日である平成10年6月17日より前に起きた不法投棄等事案に係る支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が施行された。

本補助金は、これら不法投棄等の事案による生活環境保全上の支障の除去等の事業を行う都道府県等に対し、必要な経費を補助するものである。

2. 施策の効果

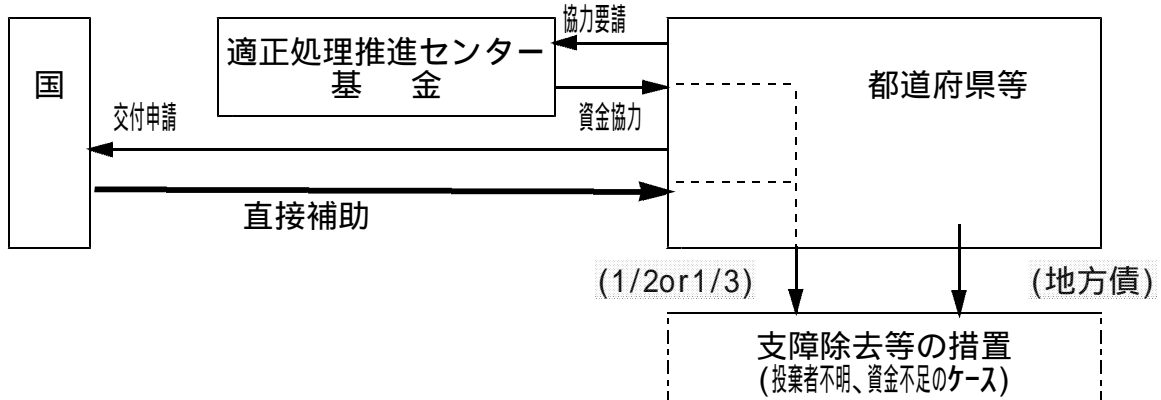
本補助金により、都道府県等による生活環境保全上の支障の除去等の事業が計画的かつ着実に行われることで、生活環境保全上の支障又はそのおそれのある産業廃棄物の不法投棄等の事案の減少及び産業廃棄物処理に対する国民の不信感の払拭や不安の解消が図られる。

3. 備考

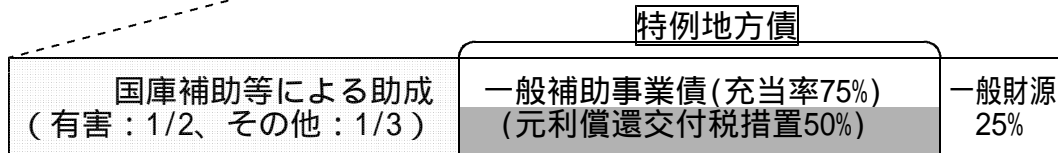
- | | |
|------------------------|-----------|
| ・ 廃棄物処理法による基金補助 | 170 百万円 |
| ・ 特定産業廃棄物支障除去等特措法による補助 | 3,500 百万円 |

財政支援スキーム

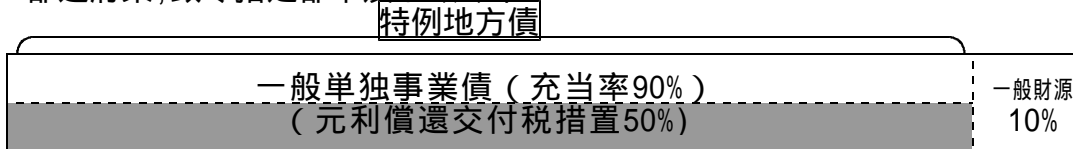
1. 産廃特措法による基金スキーム【平成10年6月16日以前の不法投棄等】



< 都道府県・政令指定都市及び政令市 >

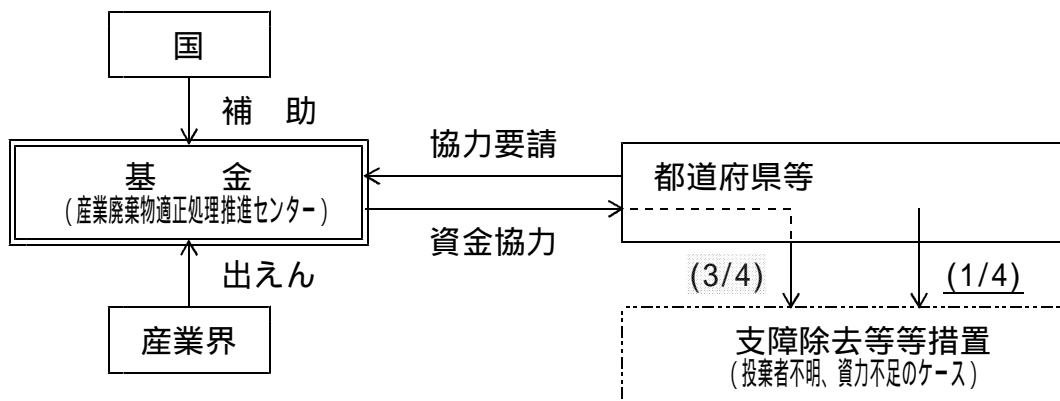


平成18年度以降の財政支援スキーム
< 都道府県, 政令指定都市及び政令市 >



(注) 平成18年度以降は、「三位一体の改革」に基づき、当該補助金のうち新規の原状回復対策事案に係る分が税源移譲に結びつく補助金として廃止され、併せて起債の特例措置については充当率が90%に引き上げられた。
また、平成17年度までの対象事案についても、平成21年度からは一部を国から直接補助することとなった。

2. 廃棄物処理法による基金スキーム【平成10年6月17日以降の不法投棄等】



* 産業界：国：都道府県等 = 2：1：1

* 都道府県負担分(1/4)に対し、特交措置(算入率0.8)